

京都大学招へい外国人学者等受入れ要項等の一部を改正する要項

第一条 京都大学招へい外国人学者等受入れ要項（昭和五十二年三月二十二日総長裁定）の一部を次のように改正する。

二第一号を次のように改める。

（一）国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成十六年達示第一号）第十四条の規定による外国人教師又は外国人研究員でないこと。
第二条 京都大学名誉博士称号授与規程実施細則（平成十五年一月二十八日総長裁定）の一部を次のように改正する。

第二を次のように改める。

第二 この細則において、「部局」とは、各研究科（地球環境学堂を含む。）、各附置研究所、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成十六年達示第一号）第三章第七節及び第八節に定める施設等をいう。）及び大学図書館をいう。

第三条 京都大学環境保全センター廃液処理装置暫定利用要項（昭和五十二年五月六日総長裁定）の一部を次のように改正する。

第三中「教官又は技官」を「教員又は技術職員」に改める。

第四条 京都大学埋蔵文化財研究センター要項（昭和五十二年七月五日総長裁定）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「教官」を「教員」に改める。

第六条第二項第四号中「事務局長及び施設部長」を「施設・環境部長」に改める。

第五条 京都大学アフリカ地域研究資料センター要項（平成八年二月二十日総長裁定）の一部を次のように改正する。

第四中「教官」を「教員」に改める。

第八条「東南アジア研究センター」を「東南アジア研究所」に改める。

第六条 京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー要項（平成八年五月二十八日総長裁定）の一部を次のように改正する。

第二第三項第一号を次のように改める。

一 総長が指名する副学長

第八中「研究協力部」を「研究・国際部」に改める。

第七条 京都大学身体障害学生相談室要項（昭和五十五年十月一日総長裁定）の一部を次のように改正する。

第六第一項第二号中「学部」を「研究科（地球環境学堂を含む。）」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を第三号とし、第六第一項及び第三項中「、

第三号及び第四号」を「及び第三号」に改める。

第八条 京都大学総合体育館使用規則（昭和四十七年三月九日総長裁定）の一部を次のように改正する。

第四条中「総合人間学部長」を「高等教育研究開発推進機構長」に改める。

第九条 京都大学国際交流会館宿泊施設使用細則（昭和五十七年八月二十八日総長裁定）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「遊回」を「遊圃」に、「回廊」を「遊圃」に改める。

別記様式第三第二号及び別記様式第三第三号中「遊回」を「遊圃」に改める。

附則

この規程は、平成十六年七月三十日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。